

随 意 契 約 結 果 表

担 当 課 名	道路河川課		
案 件 名	三田駅前自由通路内エスカレーター機能維持修繕		
案 件 の 概 要	エスカレーターを定期保守している三菱電機ビルソリューションズ株式会社から報告書にて交換推奨のあった経年劣化部品について交換し、機能を維持する。		
随意契約の種類	○ 随意契約 ● 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和 5 年 8 月 25 日	契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社
契 約 金 額	3,515,600 円 (うち消費税相当額 319,600 円)		
契 約 期 間	契 約 を 行 っ た 日 ～ 令和 6 年 2 月 29 日 まで		
随意契約とした理由	<p>本件は、三田駅前自由通路(ペDESTリアンデッキ)に設置しているエスカレーターを安全に利用できるような良好な状態に保持することを目的とし、経年劣化により製造元かつ保守業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社から保守業務の中で交換推奨された部品について交換修繕するものである。</p> <p>本来入札により修繕業者を決定すべきであるが、多数の市民が利用するエスカレーターの修繕にあたってはその安全性を最優先とするため製造者固有のメンテナンス技術と永続的な品質管理が必要であり、入札で製造者以外の者を実施させた場合品質が一定に保てなくなる恐れがある。</p> <p>さらに、今回修繕対象となる部品は本件エスカレーターの仕様に合わせた三菱電機ビルソリューションズ株式会社製の特注品であるため製造者以外が修繕することは部品調達の間からも著しく困難である。また、修繕後不具合が生じたときの責任体制が不明確になる恐れがある。</p>		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		